

令和4年2月10日

市型預かり保育事業を利用する保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

まん延防止等重点措置期間の延長にかかる市型預かり保育事業の利用について

日頃から、幼児教育関連事業の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、政府による「まん延防止等重点措置期間」が延長され、対象期間は令和4年3月6日までとされました。

そのため、本市における幼稚園・認定こども園における市型預かり保育等^(※)の利用については、令和4年1月20日付けで保護者の皆様にお知らせした「まん延防止等重点措置期間（令和4年1月21日から2月13日まで）における市型預かり保育事業の利用について」の取扱いを、**令和4年3月6日まで継続することとします。今後、まん延防止等重点措置の適用が再延長された場合は、原則、本通知の取扱いについても、まん延防止等重点措置期間が終了する日まで継続することとします。なお、変更がある場合は別途通知します。**

依然として、横浜市内でも感染の拡大が続いており、市内の多くの幼稚園等においても、新型コロナウイルス感染症の陽性者判明により休園等の対応をしています。

引き続き、これまで以上の感染防止対策が必要な状況であることを踏まえ、**必要な範囲で市型預かり保育等を利用していただくようお願いいたします。**

改めてのお願いになりますが、特に登園日や前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合等にはお休みするなど、基本的な感染防止対策を行うことへのご協力をお願いいたします。

なお、休暇を取得される場合に、雇用主様にお渡しする依頼文を作成しましたので、必要に応じてご利用ください。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業した場合等に活用できる「小学校休業等対応助成金」及び「小学校休業等対応支援金」についても厚生労働省のリーフレットを添付しておりますので、必要に応じてご利用ください。

1 市型預かり保育の利用にあたってのお願い

ご家庭での保育が可能な場合には、市型預かり保育をお休みしていただくようお願いいたします。また、保育が必要な方においても、必要な日及び時間でのご利用を改めてお願いいたします。

(ご協力をお願いしたいことの例)

- ・登園日や前日に発熱があった場合やお子様の体調にいつもと異なる様子が見られる場合にはお休みする
- ・仕事がお休みの日などには市型預かり保育の利用を控える
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう園にはお願いしています。

次ページあり

また、改めてのお願いになりますが、感染拡大防止のため、以下に該当する場合は、園へのご連絡にご協力をいただきますようお願いいたします。

【園児】

- ① 発熱等の症状が見られた場合
- ② 新型コロナウイルス感染症に関して、濃厚接触者に特定された場合
- ③ PCR検査・抗原検査等の新型コロナウイルス感染症に関する検査を受ける場合
- ④ ③の検査結果が判明した場合

【園児の家族】

- ① PCR検査・抗原検査等で陽性の判定が出た場合

2 添付資料

- (1) 雇用主の皆様へ（必要に応じて勤務先への提出等にご利用ください。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について（厚生労働省リーフレット）
- (3) 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金について（厚生労働省リーフレット）

<担当連絡先>

保育・教育運営課 671-2085